

毎月勤労統計調査において、退職金を調査することについて

○ 現状

毎月勤労統計調査における調査事項は、先月末労働者数、入職者数、離職者数、本月末労働者数、延べ出勤日数、延べ所定内労働時間数、延べ所定外労働時間数、延べきまって支給する給与額、延べ所定外給与額、延べ特別給与額等となっている。
(男女別、男女計のうちパートタイム労働者に関する数値)

労働基準法により事業所ごとに作成することが法定されている労働者名簿や賃金台帳を集計することにより、毎月勤労統計調査の調査票を作成することができ、これらの帳簿が速報性を重要視する本調査において、短期間で調査することを可能としている。

○ 退職金の調査

一方、退職金については、法定された帳簿が存在しているわけではないので、短期間のうちに算定・集計を行い、調査票を作成することは、事業所にとって大きな負担となる。また、退職金について事業所単位では把握していない事例や、実際の退職時期と退職金の支払時期にずれがあるなどの場合も想定される。

こうしたことから、現在調査対象月の翌月末ごろに速報を公表するという迅速性を持つ本調査において、退職金を調査することは困難である。

○ 代替措置の検討

本検討が求められている理由としては、GDP四半期推計(QE)において、四半期ごとの退職金の統計を望んでいることが挙げられる。現在の推計においては、年間の退職金を離職者数で四半期に案分する方法を採っており、毎月勤労統計調査の離職者数(転勤を含む。)を用いている。よって、転勤を含まない退職・解雇による離職者数の四半期単位の統計を得ることが次善の対応策となる。